

第 785 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 7 年 10 月 24 日 (金) 13 時 50 分から 14 時 30 分
場 所 小田原水産合同庁舎 3 階「大会議室」

議題

1 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について
(資料 1)

2 その他

- (1) 神奈川県漁業調整規則の一部改正について
(2) 令和 8 年 1 月の委員会開催日程について
(3) その他

〔参考資料〕

- ① 千葉県海面における遊漁のまき餌釣り等のルール
(参考資料 1)
② 東京海区漁業調整委員会指示
(参考資料 2)

出席者

- ・委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、福本 憲治、
宮川 均、吉田 一博
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、芳山技師、
加藤(大)技師

(委員会に先立ち、11 時より現地視察を実施した。)

議 事

原事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。
委員の皆様の出席状況について御報告いたします。
本日は 15 名中 11 名の委員の御出席をいただいており、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

議 長

(櫻本会長)

それでは議長、よろしくお願ひいたします。
ただいまから、第 785 回の委員会を開催します。
本日の議題ですが、報告事項が 1 件と、その他となっております。
それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきま

す。

吉田委員、青木勇委員、よろしいでしょうか。

了 承

両委員

それではよろしくお願ひいたします。

議事に入ります。

まず、報告事項（1）「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

【資料 1 に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

了 承

委員一同

それではそのように決定します。

続いて、その他（1）「神奈川県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いします。

【資料 2 に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい。

水）芳山技師

お願ひします。

議 長

玉置委員

議 長

玉置委員	スライド番号5で「水産庁の認可が必要」とあります。資料の1枚目のスケジュールには水産庁の認可が入っていないのですけれども、順番的にはどの辺りになりますでしょうか。
水) 加藤技師	事前協議のようなものがございまして、そちらを10月から11月に行い、その事前協議が問題なく終わりましたら、正式な手続きを行います。手続としては、1月の委員会の諮問が終わった後、水産庁へ正式に申請をする予定でございます。
玉置委員	分かりました。
議長	他に御意見、御質問等ございますでしょうか。
水) 加藤技師	では私の方から1点お聞きしたいのですけれども、ずっと獲っているわけですから、この漁期中の個体数というのはある程度把握できますね。
議長	遡上数でしょうか。
水) 加藤技師	漁期中にそのエリアにいるアユの豊度といいますか、個体数が今年は少ない、今年は多いということも、ある程度漁獲しているので情報として入ってくると思います。その個体数の多い、少ないによって、禁漁を多少延ばしてもよいですとか、延ばさない方がよいですとか、そういう判断も有り得るような気がしましたので、そういった点も考慮された方がよいのではないかと思いました。いかがでしょうか。
議長	この資料には正式には落とし込んでいないのですけれども、遡上が少ないといった様子が見受けられた時には漁協等で定めている遊漁規則の方で制限をかけていくということ、漁業調整規則上は10月31日までできるとしても、遊漁規則で資源の状況が悪い時は漁期を狭めたりするなど検討した方がよいのではないかと、内部では意見として出ているところでございますので、検討したいと思います。
鵜飼委員	ありがとうございます。
水) 加藤技師	当初の漁協等の要望は「産卵期が半月ほど遅れてきたので」ということですね。
鵜飼委員	ですが、調査では遅れていないということで、そうすると要望の理由が変わってきたのですか。
水) 加藤技師	当初の一番大きな理由であった、産卵期が遅れてきたということとは変わっております。
鵜飼委員	最終的にはどのような理由付けになったのですか。
水) 加藤技師	出発点は産卵期が遅れているということであったのですけれども、調査をした結果、上流域であれば資源もあり、釣っても翌年の資源に影響がないという

鵜飼委員

ことが分かりましたので、要するに、活用できる資源があることから漁期延長ができる、という点が今の理由になっております。

水) 加藤技師

資源の有効利用のためということなのでしょうか。漁協等としては、最終的にそのように変わったという理解でよろしいでしょうか。

はい。

鵜飼委員

当初は、産卵期がずれてきたのでその時期だけ、という話だったのですよね。

加藤技師

はい。

鵜飼委員

それで要望を上げたのだけれども、実際に調査をしたところ、要望している期間は産卵期と一致していましたと、本来はそこで終わるではないですか。ですが、そうではないということですよね。その説明を今後しっかりとしていただきたいと思います。

資源を更に有効利用するために、漁期をもう少し延ばしたいということが最終的な理由になったと、そのような理解でよろしいですか。

水) 加藤技師

はい。

鵜飼委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

ありがとうございます。

大竹委員

よろしいでしょうか。

議長

はい、お願ひします。

大竹委員

産卵期はずれていないけれども、生き残るものがずれないと聞いたことがあります。20°C以上で海に返すと死んでしまう。今まで10月生まれのものは生きていたけれども、今は生きていません。水産庁でアユの調査をしている方の話だと、産卵期はずれていないけれども、生き残るものがずれてしまって最初に産卵したアユはほぼ生きていません。川の温度も上がってきているから、最初の方のアユは生きていませんのだそうです。その分を考慮してやらないと。

今までと産卵期が同じだから変わっていないというわけではなく、調べるどうも最初に産卵したものは生き残っていません、最後の方の、下手すると12月後半から1月の産卵期のアユしか残っていないということをこの間言われていたので、それも考慮しなければならないと思います。

今までと一緒にだと、おそらく変わらなくなってしまう。川のことなので、どうしたらよいか私には分かりませんが、今までと一緒にでということで済ませてしまうと、後で気が付いた時には取返しのつかないことになる可能性もありますので、それを考慮に入れてもらったらよいのではないかと思うのです。

加藤技師

この資料の9スライド目に、10月下旬生まれの個体を赤色で示したグラフがあると思うのですけれども、例えばこの調査を再び実施することで、10月下旬

生まれの生き残っている割合が減っているかどうかは分かるかもしれません。
そこまでやれるか分からないです。

大竹委員

それで今、水産庁の方で調べているのですが、10月産卵期はほとんど駄目で、辛うじて生き残っているのは12月くらいではないかという話のようです。

加藤技師

資源の貢献度が少ないということですね。

大竹委員

去年まで海水温が20°Cを切るのが11月の後半になっていたので、11月生まれも駄目だろうかと話をしたことあります。今年になって水温がある程度順調に下がってきてますから、また違うのだろうと思いますが、それを考慮に入れて色々考えた方が良いと思います。産卵期は一緒です、ではなくて。

水) 加藤技師

補足になるのですけれども、スライド番号13の平成25~28年度調査のところで、流下仔魚の割合だと5.7~13.7%なのですけれども、10月下旬生まれの割合を掛けると更に数字が小さくなっていますので、この結果に既に反映されている可能性があります。それが実際に10月下旬生まれが高水温で死んでいるから、というところまでは分からないです、10月下旬生まれの個体は死んでしまって、遡上までもたないということがこの結果の中に反映されている可能性があります。

御指摘ありがとうございました。

大竹委員

獲ってはいけないのでシラスはやらないのですけれども、前まで間違えて入ったということがあり、持って行ったところで臭いですし、どうにもならないのでいきなり抜いてしまうのですけれども、最近はそれすらないですから。12月の半ば頃だと思います。寒くなると川の近くの水が冷たいのでシラスはいないですし、反応もありません。

最近はアユが入ってしまったということがないですから、生き残っているのは本当に後の方ではないかという気はします。

議長

他に御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、今いただいた御意見を参考にされた上で、本件については説明を了承ということにさせていただきたいと思います。

それでは以上で本日の議題は終了となります、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

議長

はい、お願ひします。

福本委員

マグロの話なのですけれども、この前水産庁が、逃した場合、放流した場合に1人3,000円の補助が出ると言っていたのですけれども、それは広域浜プランをやっていないと出ないと出ないということでした。広域浜プランなんて関係ない話だと思うので、なぜそれが必要なのか聞いてきてください。何の意味もないと思

うのですけれども。

水) 芳山技師

福本委員

その辺の制度の趣旨、経緯についても確認してまいりたいと思います。

それはもう、確認を先にするべきではないですか。なぜそれがないか、その時点で。そのようなことを報告しに来たところで何の意味もないと思うのですけれども。

水) 芳山技師

福本委員

放流支援事業の制度設計ですか趣旨について、当方もきちんと把握していないところがございまして申し訳ありません。

浜には明日なんかないのです。何年先の話をしているのですか。そんなこと説明できると思いますか。

あれだけ説明してもらって、浜に帰って皆に説明してくれと言うので説明したのです、1人3,000円出ますよと。そうしたら、出ませんよと。どうしてくれるのでですか。私達3,000円もらえますねという話になっています。あの時水産庁は「広域浜プランをやっていれば」なんて一言も言っていなかつたではないですか。急いでいるなら、こういうものがありますよという話でした。

結局、補助金は出るのですか、出ないのですか。

きちんと確認して整理して御報告いたします。

お願ひします。

はい、その他に御意見等よろしいですか。

今朝の新聞に載っていたのですけれども、するめいかが豊漁で、北の方では自主的に休漁していると。それから、全国的には今月いっぱい採捕を停止するという話があったのですけれども、これはいか釣りの場合であって、神奈川県の定置網などにも直接関係してくるのですか。

ちょうど昨日、今日とするめいかの採捕停止命令がニュースになっているところでございまして、私もまだ水産庁から何も連絡を受けていないので、あくまで現時点では報道等で把握している情報の中でということになりますけれども、今回採捕停止命令が出るのは、大臣管理区分のいか釣り漁業の漁獲枠について、漁獲可能量に漁獲量が到達したということのようです。

ですので、本県ですと、大臣届出のいか釣り漁業が影響を受けるものと考えております。定置網に関してはこれとは別の枠になっておりますので、定置網漁業の皆様におかれましては、今のところ影響はないと想定しております。

それに関して、結局、定置など他の漁業種類の配分からそちらへ回すということが検討されている、ということも今日の新聞載っていたのですけれども、そうすると、定置の部分なども入ってくるわけですよね。

他の管理区分からの融通ということだと思うのですけれども、するめいかの場合ですと、国全体の漁獲枠の区分が今回話題になっているいか釣り漁業と沖

青木勇委員

水) 芳山技師

合底びき網、大中型まき網。それから、都道府県知事管理区分と、留保枠。このような形になっております。今のところ議論されているのが、大中型まき網や沖合底びき網といった大臣管理区分の中での融通という話ではないかと考えております。仮に知事管理区分の方から融通するという話になった場合と、全ての知事からの同意を得なければならないはずですので、現実的には考えにくいのではないかと考えております。

玉置委員

知事管理区分で今都道府県の枠を持っているのは北海道と富山県だけですのでもし融通を知事管理区分からやるとしても、その2つの県しかできないと思います。他は「現行水準」なので、まず融通ということがないと思います。ですから、神奈川から融通することもないかと思います。

青木勇委員

分かりました。

議長

はい、ありがとうございます。

他に何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は 11 月 27 日木曜日、14 時からの開催となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。